

岡山県地域生活定着支援センターの開設について

高齢であり、又は障害があることにより、矯正施設（刑務所等）から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、再犯防止対策に資することを目的として、岡山県地域生活定着支援センターを設置します。

- 1 名 称 岡山県地域生活定着支援センター
- 2 実施主体 岡山県
- 3 業務委託先 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
会長 山岡 治喜
- 4 開設場所 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館3階
岡山県社会福祉協議会 内
- 5 開設日 平成23年1月17日（月）
- 6 開所日・時間 月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、国民の祝日及び年末年始を除く。）
- 7 業務内容
 - (1) コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。
 - (2) フォローアップ業務
上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。
 - (3) 相談支援業務
矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。
 - (4) その他
上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務